

## 一般用生鮮食品の原産地表示の表示方法について

生鮮食品には、容器包装の有無に関わらず、名称と原産地の表示が必要です。

※食品によっては、名称と原産地以外の表示事項が必要な場合もあります。



### 原産地の表示場所

《容器包装に入れられていない場合》

食品に接近したポップ等で表示



《容器包装に入れられた場合》

食品見えやすい場所に表示



### 農産物の原産地表示

- 国産品は**都道府県名**で表示する  
(市町村名やその他一般に知られている地名も可能)
- 輸入品は原産国名を表示する  
(その他一般に知られている地名も可能)



## 畜産物の原産地表示

- 国産品は**国産である旨**を表示する

(主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名の表示も可能)

- 輸入品は原産国名を表示する

※畜産物では、2か所以上にわたって飼養されている場合があり、こうした場合は最も飼養期間が長い場所を、「主たる飼養地」とよぶ

長崎県で12か月、佐賀県で18か月飼養した豚の主たる飼養地について

長崎県(12か月)

佐賀県産(18か月)

最も長い飼養期間は佐賀県であるため、「国産」の他、「佐賀県産」の表示が可能となる

## 水産物の原産地表示

- 国産品は**水域名**又は**地域名**を表示する

(水域名の表示が困難な場合には、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を表示することが可能)

- 輸入品は原産国名を表示する

国内の2箇所以上の養殖場で養殖した水産物の原産地として地域名を表示する場合

国内で養殖した水産物の原産地については、「水域名又は地域名(主たる養殖場が属する都道府県名をいう。)」を表示することが必要。

2箇所以上の養殖場で養殖した場合の「主たる養殖場」とは、最も養殖期間の長い場所を指すため、養殖期間が長い養殖場が属する都道府県を表示する。

ただし、第2段階の育成期間が第1段階より短いものの、第2段階における重量の増加が第1段階より大きい場合には、第2段階の育成によってその水産物の品質が決定されることから、第2段階の育成を行った都道府県を原産地として表示することになる。

### ブリ類の事例

A県(育成期間: 12か月)

B県(育成期間: 7か月)

(受入時重量: 1 kg)

(出荷重量: 4 kg)

・・・原産地「B県産」と表示する

(食品表示基準Q&A 生鮮-30)